

介護保険制度が変わります

住み慣れた地域で変わらないうち暮らしを

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年にスタートし、15年が経過しました。

高齢者が地域で暮らし続けることができる体制をつくり、将来に向けて持続可能な制度とするため、このたび大きな見直しが行われました。

介護保険は各市町村が運営し、費用の1割を利用者が負担し、残りの9割は加入者の保険料と公費で半分ずつを賄っています。将来に向けて持続可能な制度を目指すため、

高齢者が地域で暮らし続けられる体制づくりと併せて行われる見直しは、次の通りです。

利用者負担の変更

8月から

これまで一律1割負担だったサービス利用料が、一定以上の所得のある人は2割負担となります。ただし、利用者負担には1か月当たりの上限があるため、必ず2倍になるわけではありません。

要介護（支援）認定を受けている人には、今後、負担割合証を交付します。

食費・居住費の補助基準の見直し

8月から

特別養護老人ホームなどの費用のうち、食費や居住費については原則自己負担ですが、市民税非課税世帯の人は申請により介護保険からの補助があります（限度額の認定）。

なお、今回の見直しで、市民税非課税世帯であっても一定額以上の預貯金などの資産のある人は対象外となります。

特別養護老人ホームへの入所要件の変更

4月から

特別養護老人ホームは在宅生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として位置付けられ、新たに入所できる人は、原則として要介護3以上のの人となりました。

地域包括ケアシステムの構築

市では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防の一体的な提供のための

取り組みを推進していきます。

●医療と介護の連携

高齢者を支えるためには医療機関と介護サービスの連携が重要です。介護サービス情報の共有や急変時の一時受け入れなど、近隣病院や地域医師会などの連携を進めます。

●認知症早期対応の充実

早期から認知症に関する相談や受診に繋がられる体制をつくりまします。また、地域全体で認知症に対する理解の普及や家族支援を行います。

●介護予防と生活支援サービスの充実

ボランティアや民間企業など多様な主体による、さまざま

まな生活支援サービスの充実を図り、高齢者の暮らしを支えます。また、高齢者自らも担い手となって、地域づくりに参加することを目指します。

●介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

要支援者が現在利用する訪問介護と通所介護は、市町村独自の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行して実施されます。市では、要支援者が変わりなくサービスを利用でき、また介護予防・生活支援の充実を図るため、平成29年4月から新しい総合事業に移行し、サービスを提供する予定です。

認知症理解の普及を図る市民ボランティア 劇団 オレンジ



寸劇を通じて認知症に対する理解を広めようと、平成26年2月に設立された劇団オレンジは、台本作成や演出を自分たちで行い、これまでに市内の小・中学校4校で公演を開催。同団座長の椎名文生さんは「行政の手の届かないところは、私たちのような市民団体が担っていくことになる。自分たちでできることは自分たちで。支え合いが必要」と、高齢者支援におけるボランティアの重要性について話していました。

※このページに関する問い合わせは高齢者支援課 ☎73-0033へ

さあ行くぞ 明日につながる この一票

4月12日 県議会議員選挙の投票日です



4月12日(日)は千葉県議会議員選挙の投票日です。
大切な一票です。棄権せず、必ず投票しましょう。

次の全ての要件を満たしている人が投票できます。
○日本国民で平成7年4月13日以前に生まれた人
○平成27年1月2日までに本市の住民基本台帳に登録され(転入の場合は、同日までに転入の届け出が済んでいること)、引き続き投票日当日まで市内に住んでいる人(投票前に県外に転出した人は投票できません)
※1月3日以降に県内の他市

投票できる人

投票所は下表の通りです。入場券に記載の投票所を確認し、投票にお出かけください。
※3月31日(火)以降に市内で転居する人は、元の住所の投票所での投票となります。

投票所

投票日時
4月12日(日)
7時～20時
開票日時/場所
同日21時～/
八日市場ドーム
※告示日は4月3日(金)

投票区	投票所
第一	八日市場公民館(八日市場イ2402番地)
第二	八日市場勤労青少年ホーム(八日市場イ2030番地)
第三	旧八日市場小学校米倉分校(八日市場ホ2016番地)
豊栄	豊栄小学校体育館(飯倉1847番地)
須賀	須賀小学校体育館(高1956番地)
匝瑳	匝瑳小学校体育館(松山1122番地)
豊和	豊和小学校体育館(大寺1492番地)
吉田	吉田小学校体育館(吉田4020番地)
飯高	飯高コミュニティセンター(飯高1680番地1)
共興	共興小学校体育館(東小笹1160番地)
平和	平和小学校体育館(平木1819番地)
椿海	椿海小学校体育館(椿973番地)
野手	野田小学校体育館(野手13034番地)
今泉新堀	野栄総合支所(今泉6474番地)
栄	栄小学校体育館(栢田823番地)

※共興投票区は投票所が前回と異なりますので、ご注意ください。

投票日(12日)に仕事や旅

投票日当日に投票へ行けない人は

投票所入場券は、圧着式のはがきで郵送します。中を開き、ご自分の入場券を切り離して投票所へお持ちください。

投票所入場券をお持ちください

町村から本市に転入した人は、旧住所地の市町村で投票できる場合があります。この場合、投票の際には、市区町村長が発行する「引き続き県内に住所を有することの証明書」の提示が必要です。

指定の病院や老人ホームなどに入院・入所中で不在者投票

病院などでの不在者投票

期間・時間：4月4日(土)～11日(土)・8時30分～20時
場所：市役所、野栄総合支所
※期日前投票をする人は、宣誓書の記入が必要です。投票所入場券裏面の宣誓書に事前に記入の上ご持参いただけます。

期日前投票

行、冠婚葬祭など、一定の事由に該当するため投票所へ行くことができない人は、次の制度をご利用ください。

選挙公報は、4月9日(木)ごろに新聞折り込み予定です。「広報そうさ」の郵送世帯へは、同様にお届けします。また、市役所、野栄総合支所、公民館などにも配置します。

選挙公報をご覧ください

市外に滞在している人は、本市選挙管理委員会から投票用紙などを取り寄せ、最寄りの選挙管理委員会で投票ができます。

滞在地での不在者投票

※投票用紙の請求期限は4月8日(水)です。この制度を利用するには、本市選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」が必要です。

郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいがある人(身体障害者手帳または戦傷病者手帳を所有し、一定の障がいがある人)や、要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便などによる投票ができます。

身体に重度の障がいがある人

票事由に該当する人は、その施設で投票ができます。希望する人は、施設の担当者に申し出てください。

※このページに関する問い合わせは市選挙管理委員会 ☎73-0084へ